

社会福祉法人 足柄福祉会  
軽費老人ホーム「草の家」入所契約書

軽費老人ホーム「草の家」施設長（以下「甲」という。）は入所者（以下「乙」という。）との間において、以下の条項に基づく契約を締結する。

（目的）

第1条 「甲」は「乙」が健康で明るく生きがいをもって日常生活を楽しく過ごせるように配慮し、生活の場を提供、及びこの契約の定めるところを承認し、この契約を履行することを約する。

（管理・運営の実施）

第2条 管理運営は「甲」がその責任において実施するものとし、「乙」は「甲」の定める『軽費老人ホーム「草の家」運営規程』（以下『運営規程』という。）に従うものとする。

（利用料）

第3条 利用料は神奈川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準の定める所による。但し神奈川県軽費老人ホーム利用料等取扱基準の要綱に改定ありたる時、及び公的補助額に変動ありたる時はそれに従う。

2 前項の利用料は月の途中で退所したもののつては日割計算により徴収する。

3 利用料は、その月分を毎月10日より20日迄の間に納入するものとする。

（契約の解除）

第4条 「甲」と「乙」の契約は次の各号により解除する。

（1）利用者が死亡した時

（2）「甲」は「乙」が『運営規程』第33条の各号に該当したときは、1ヶ月間の予告期間を置いて、この契約を解除することができる。

（3）「乙」は、この契約を解除しようとするときは30日以内の予告期間をもって、「甲」の定める解約解除届を甲に提出するものとする。

（解約の終了）

第5条 この契約は前条による契約の解除の外、「乙」が病気・事故等により継続して3ヶ月以上の入院加療が行われたとき、「乙」の著しい機能低下により軽費老人ホームでの生活が困難になったとき、又は「乙」が死亡したときに終了する。

上記契約の証として本書 2 通に記名捺印し、甲・乙は各 1 通を保有する。

令和        年        月        日

(甲) 社会福祉法人 足柄福祉会  
      軽費老人ホーム「草の家」  
      施設長        遠藤 公一        ⑩

(乙) 住        所

      氏        名        ⑩